

■ 消費者契約法に係る裁判事例の収集及び分析(統合版)

これまでに委員からの御報告において紹介された裁判例及び事務局において収集した裁判例について、論点項目との対応関係を整理したもの。なお、各事例の番号と概要は、資料4を参照。

テーマ		論点項目	関連事例
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(2条)	・消費者概念の在り方	【5】、【11】、【25】、【28】、【33】、【39】、【46】、【47】、【48】、【49】、【56】、【98】、【134】
	消費者契約の内容の情報提供(3条1項)	・情報提供義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	【11】、【29】、【52】、【106】、【108】、【111】、【113】、【116】、【117】、【121】、【149】、【150】、【162】、【164】
		・透明性の原則	【131】、【132】、【145】
	消費者の努力義務(3条2項)	・消費者の努力義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	【108】、【149】
	前提	・中心条項への適用	【1】、【24】
不当勧誘 誤認	事業者の行為による誤認(「勧誘」)(4条1項、2項)	・勧誘要件の要否・在り方(インターネット上の広告等)	【15】、【41】、【61】、【75】、【86】、【99】、【114】、【124】、【157】、【161】
	不実告知(4条1項1号)	・不実要件の在り方	【9】、【61】、【78】、【121】
		・告知要件の在り方	【99】、【133】、【144】、【148】
	断定的判断の提供(4条1項2号)	・「将来における変動が不確実な事項」要件の在り方	【45】、【62】、【78】、【79】、【101】、【124】、【138】
	不利益事実の不告知(4条2項)	・先行行為要件の要否	【25】、【42】、【60】、【62】、【77】、【87】、【103】、【109】、【114】、【119】、【161】
		・不告知要件の在り方	【25】、【42】、【62】、【87】、【109】、【114】、【161】
		・故意要件の要否	【25】、【42】、【60】、【62】、【64】、【77】、【87】、【109】、【114】、【119】、【121】、【161】
「重要事項」(4条4項)	・「重要事項」要件の在り方	【30】、【35】、【38】、【42】、【59】、【60】、【61】、【62】、【64】、	

テーマ		論点項目	関連事例
			【77】、【87】、【88】、【89】、【104】、【109】、【113】、【114】、【119】、【121】、【122】、【130】、【136】、【142】、【144】、【148】
困惑	不退去(4条3項1号)	・ 退去すべき／する旨の意思表示要件の要否	【105】、【153】
	退去妨害(4条3項2号)	・ 退去妨害／不退去の要件の在り方	
		・ 不退去・退去妨害以外の困惑類型(不招請勧誘、執拗な電話勧誘等)	
その他	第三者対抗要件(4条5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)	
	媒介者、代理人の不当勧誘(5条)	・ 第三者による不当勧誘行為規制の在り方(「媒介」要件)	【50】、【70】、【77】、【83】、【86】、【105】、【128】、【142】
	取消権の行使期間(7条)	・ 適正な行使期間	【57】、【125】、【138】、【153】
	その他	・ 法定追認の適用除外の要否	【133】、【138】
		・ 不当勧誘行為の効果(不当利得返還の範囲、損害賠償請求権)	【65】、【79】、【87】、【90】、【92】、【101】、【114】
・ 不当勧誘行為に関する一般規定(適合性原則、状況の濫用、暴利行為等)		【19】、【22】、【32】、【53】、【58】、【67】、【74】、【75】、【80】、【91】、【93】、【94】、【95】、【96】、【97】、【107】、【111】、【126】、【135】、【146】、【151】、【168】、【170】	
不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	* 債務不履行の免責事由の議論に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項2号「故意又は重大な過失」)	
		* 瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項5号、2項)	
		・ 「解除に伴う」要件の要否	【4】

テーマ	論点項目	関連事例
消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(9条1号)	・「平均的な損害の額」の意義	【1】、【6】、【7】、【10】、【13】、【20】、【23】、【24】、【31】、【33】、【36】、【73】、【76】、【82】、【85】、【112】、【127】、【139】、【158】、【160】
	・「平均的な損害の額」の立証責任の在り方	【18】、【33】、【82】、【112】、【115】、【160】
年 14.6%を超える遅延損害金を定める条項(9条2号)	・ 14.6%の適正性	
消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	・ 10条の前段要件の在り方(「任意規定の場合に比して、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」)	【12】、【14】、【16】、【37】、【40】、【44】、【55】、【68】、【84】、【112】、【118】、【120】、【123】、【141】
	・ 10条の後段要件の在り方(「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」)	【1】、【3】、【8】、【12】、【14】、【16】、【17】、【18】、【21】、【26】、【27】、【37】、【40】、【44】、【51】、【54】、【55】、【63】、【68】、【71】、【72】、【110】、【112】、【118】、【120】、【123】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当条項リストの追加の要否・在り方 ①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定 ②消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定 ③事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことを許容する規定 ④消費者の相殺権を排除する規定 ⑤消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定 ⑥事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定 ⑦事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定 ⑧専属的裁判管轄合意規定 	<p>(消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定)</p> <p>【141】、【147】</p> <p>(専属的裁判管轄合意規定)</p> <p>【100】、【102】、【118】、【129】、【143】、【152】、【169】</p> <p>(事業者に一方的な権限を認める規定)</p> <p>【156】</p>

テーマ		論点項目	関連事例
		⑨仲裁条項 ⑩金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定 ⑪サルベージ条項 ⑫消費者に不相当な先履行を求める規定 ⑬立証責任を転換する規定 ⑭事業者による自力救済を認める規定 ⑮事業者の負担を消費者に転嫁する条項 ⑯消費者の行為を制限する規定 ⑰消費者に高額な損害賠償をさせる規定 ⑱消費者に責任がない事項についても責任を負わせる規定 ⑲不当条項が含まれているとしても同意する旨の規定 ⑳事業者に一方向的な権限を認める規定 など	
その他	約款規制	・約款規制に関する規律の要否(定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更)	【110】、【155】、【159】
	解釈準則	・解釈準則に関する規律の要否	【2】、【66】、【81】、【131】、【132】、【137】、【165】
	抗弁の接続	・第三者型与信契約における抗弁の接続の規定の要否	【69】
	複数契約の解除	・複数契約の解除の規律の要否	【34】、【154】、【163】、【166】、【167】

・「*」は、民法(債権関係)改正に連動して検討を要すると考えられる論点である。